

# 商店街環境整備支援事業 補助金交付要綱

制 定 昭和 28 年 4 月 1 日

最近改正 令和 8 年 3 月 31 日経商第 1727 号（局長決裁）

## （目的）

- 第 1 条 この要綱は、商店街環境整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、安全・安心な商店街環境の確保、商店街の魅力の向上及び活性化に寄与することを目的とする。
- 2 補助金の交付に関しては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （用語の定義）

- 第 1 条の 2 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。
- (1) この要綱において、「商店会」とは、次に掲げる横浜市内に存する団体とする。
    - ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づき設立された商店街団体
    - イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立された商店街団体
    - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づき設立された商店街団体
    - エ 別表 1 に掲げる要件を全て満たした任意の商店街団体であって、管理能力を有すると判断され得る団体（「権利能力なき社団」最高裁昭和 39 年 10 月 15 日判例）
    - オ 任意の商店街団体
  - (2) 「省エネ型ランプ」とは、LED ランプ及びその他市長が認めるランプとする。
  - (3) 「従来型ランプ」とは、前号に定める省エネ型ランプ以外のランプとする。
  - (4) 「商店街区」とは、次に掲げる範囲とする。
    - ア 協同組合・商店街振興組合は、定款で定める「地区」の範囲とする。
    - イ 第 2 項第 1 号のア及びイ以外の商店街団体は、定款又は規約等に定める範囲とする。記載がない場合、所属する会員名簿の住所を連記した地域とする。
  - (5) 「公共空間」とは、商店街区における道路・歩道（私道を除く）及びその空間のことをいう。
  - (6) 「修繕」とは、以下の行為のいずれかにあてはまるものをいう。
    - ア 商店会施設を設置当初より、性能や機能を向上すること。
    - イ 既設施設の原型を著しく変更すること。
    - ウ 事故等により破損等した商店会施設を、事故等が発生する等の危険性のなくなる状態にまで復旧すること。

## （補助対象者の範囲）

- 第 2 条 この要綱における補助対象者は、前条第 2 項第 1 号のアからエに定めた商店会とする。  
ただし、市長が認める場合についてはオに定めた商店会も対象とする。
- 2 本補助金の申請者は、本市が実施する「脱炭素取組宣言制度」に基づき、脱炭素化の取組を宣言するよう努めるものとする。

## （補助金額）

- 第 2 条の 2 この要綱に定める補助金の交付金額は、予算の範囲内とする。

## （補助対象及び補助対象経費）

- 第 3 条 この要綱における補助対象経費は、別表 2 に定める補助対象のうち、商店会が商店街区内において自ら所有又は維持管理する、若しくはしようとする施設について、自主的に行う整備・計画策定・安全点検（調査）にかかる費用とする。
- 2 次の各号に掲げる費用については、補助の対象としない。
- (1) 市外の施設に要する経費
  - (2) 補助対象経費の総額が別表 3 に定める金額未満の補助対象に係る経費

- (3) 公共機関等への許可申請等の手続に要する費用
- (4) 電気事業者との契約変更等の手続に要する費用
- (5) 土地の取得並びに土地及び建物の借受けに伴う費用
- (6) 公共事業による補償費で設置する施設にあっては、当該補償費相当
- (7) 第19条で規定する処分制限期間を経過していない施設であって、同条第3項の市長の承認を受けていない施設の代替施設
- (8) 第19条で規定する処分制限期間を経過していない施設の整備にかかる費用
- (9) 道路法、建築基準法その他の関連法令に抵触する施設
- (10) 広告及びこれに類似する表示を付記した施設。ただし、地域表示等で公共的名称を付記した施設及び公共的な取組に要する費用への充当を目的とする広告物で市長が認めるものは、この限りでない。
- (11) 国及び県等から同趣旨の補助制度による補助金を受けている場合は、本件補助からその額を対象外とし、別表2の補助率、補助限度額、別表3の対象事業費の範囲内で対象とする。
- (12) 収入印紙、振込手数料
- (13) 維持管理費、運用費
- (14) 補助対象の設置・整備・建替え・改修・撤去・更新・交換・付替え等に関連しない撤去、移設費等
- (15) レンタル又はリース費用
- (16) 清掃、改修、補修、修繕、修理、塗装、補強、部品交換等維持管理的な費用。ただし、別表2に記載されている「施設の修繕」を除く。
- (17) 商店会会員が使用する際、平等に利用機会が与えられない防災等関連備品
- (18) パソコン、タブレット端末、スマートフォン等、汎用性のある製品の購入費用
- (19) 別表2で掲げる補助対象外経費

#### (補助率及び補助限度額)

第4条 前条第1項に対する補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。

- 2 補助金額の算出に当たり1,000円未満の端数が生じた場合は、1,000円未満の端数を切り捨てる。
- 3 市長が整備の緊急性又は合理性を認める場合については、第1項の規定に関わらず別に補助率及び補助限度額を定めるものとする。

#### (認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする商店会（以下「計画認定申請者」という。）は、商店街環境整備支援事業計画認定申請書（第1号様式。以下「計画認定申請書」という。）を、別表4に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。この場合、計画認定申請者は、第1条の2第2項第1号に規定される商店会とするが、交付申請時には第2条の条件を満たさなければならない。ただし、市長は施設工事の内容や必要に応じて、添付書類の省略を認めることや追加を求めることができる。また、市長が整備の緊急性又は合理性を認める場合については、計画認定申請を省略することができる。

- 2 前項に規定する計画認定申請書の提出期限は、施設整備等を予定する前年度7月末日までとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定に関わらず、別表5に掲げる補助対象のみを整備する商店会は、計画認定申請書の提出を省略することができる。

#### (計画認定等)

第6条 市長は、前条第1項の計画認定申請書の提出を受け、必要な調査及び内容の審査を行った結果、整備計画の内容が適当と認めるときは、商店街環境整備支援事業計画認定書（第2号様式。以下「計画認定書」という。）を交付する。また、不適当と認めるときは、商店街環境整備支援事業計画非認定書（第3号様式）を交付する。ただし、このことをもって補助金額を拘束又は保証するものではない。

#### (計画変更申請)

第7条 計画認定書の交付を受けた商店会が、整備計画の内容を変更する場合は、速やかに商店街環境整備支援事業計画変更申請書（第4号様式。以下「計画変更申請書」という。）に別表6に掲げる

書類を添付して、市長に提出し変更の承認を得なければならない。ただし、計画認定された補助対象の数量の変更が 30%かつ総事業費 100 万円以下の場合など市長が認める軽易な変更については、計画変更申請を省略することができる。

- 2 市長は、前項の計画変更申請書を受理したときは、必要な調査を行い、適当と認めるときは商店街環境整備支援事業計画変更承認書（第 5 号様式）を、不適当と認めるときは商店街環境整備支援事業計画変更不承認書（第 6 号様式）を交付する。
- 3 計画認定書の交付後、商店会が整備計画の中止又は取下げを行う場合は、速やかに商店街環境整備支援事業計画認定取下届（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による整備計画認定の取下げの届出があったときは、第 6 条の規定に基づく整備計画の認定はなかったものとみなす。

### （交付申請）

第 8 条 第 6 条における計画認定書を受け、補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする商店会は、商店街環境整備支援事業補助金交付申請書（第 8 号様式。以下「補助金交付申請書」という。）に、別表 7 に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、市長は整備内容や必要に応じて、添付書類の省略を認めることや追加を求めることができる。

- 2 補助金の交付申請の提出期限は、各年度 7 月末日までとする。ただし、別表 5 に掲げる補助対象施設のみを実施する場合は、各年度 11 月末日までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、災害等緊急対応を行う場合又は市長が必要と認める場合の提出期限は別に定める。
- 4 補助金規則第 24 条の規定による見積書の徴収は、以下の各号に掲げるものとする。
  - (1) 1 億円以上の工事は、原則一般競争入札
  - (2) 1,000 万円以上 1 億円未満の工事は、8 者以上の指名競争入札又は 5 者以上の見積合せ
  - (3) 1,000 万円以上の物品購入及び委託は、5 者以上の指名競争入札又は 3 者以上の見積合せ
  - (4) 1,000 万円未満の工事、物品購入及び委託は、2 者以上の見積合せ
- 5 補助金規則第 24 条ただし書に規定する市内事業者による入札又は 2 者以上の見積書の徴収を行わない場合とは、次の各号に掲げる場合とする。
  - (1) 市内事業者によらないとき。
    - ア 事業の特殊性・専門性から、市内事業者では施工・調達が困難であると市長が認めたとき。
    - イ その他、工事等の性質上、特定事業者に発注せざるを得ないと市長が認めたとき。
  - (2) 市内事業者による入札又は 2 者以上の市内事業者からの見積書の徴収を行わないとき。
    - ア 公共事業と一体的に行う補助対象施設の整備事業で、施工内容や整備工程上、公共事業の施工業者と契約する必要があると市長が認めたとき。
    - イ 特許や商標登録等を使用した事業で、権利所有者以外の者と契約する場合、明らかに高額であると市長が認めたとき。
    - ウ その他、工事等の性質上、特定事業者に発注せざるを得ないと市長が認めたとき。
- 6 第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする商店会は、補助金の交付申請に当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 7 次に定める事項に該当し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合にのみ、横浜市会計規則第 49 条の規定に基づき、補助金を概算払いにより交付することができる。
  - (1) 別表 2 に掲げる「街路灯修繕」、「アーケード修繕」、又は「アーチ、片アーチ修繕」を実施する場合
  - (2) その他市長が必要と認める場合

### （事後申請）

第 9 条 自然災害や事故等により商店街施設が破損し、市民生活に重大な影響を与える、又は与える可能性があるるとみなされる場合である災害等緊急対応に限り、事後に申請することができる。

- 2 事後申請にあたっては、次のどちらも満たさなければならない。
  - (1) 商店会の所有する施設の破損を把握した後、速やかに市に報告すること。
  - (2) 商店会の所有する施設の破損を把握した後、原則1か月以内に申請書を提出すること。
- 3 事後申請を行い、補助金の交付を受けようとする商店会は、商店街環境整備支援事業補助金交付申請書「災害等緊急対応」(第9号様式)に、別表8に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、市長は整備内容や必要に応じて、添付書類の省略を認めることや追加を求めることができる。

#### (交付決定等)

- 第10条 第8条及び前条の規定による申請を受理したときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。
- 2 第8条の規定に基づき補助金を交付する決定をしたときは、商店街環境整備支援事業補助金交付決定通知書(第10号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、各補助金交付申請書を提出した商店会(以下「申請者」という。)に対し、その旨を通知するものとする。
  - 3 前条の規定に基づき補助金を交付決定及び交付額確定するときは、商店街環境整備支援事業補助金交付決定兼交付額確定通知書(第11号様式。以下「交付決定兼交付額確定通知書」という。)により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。
  - 4 補助金を交付しない決定をしたときは、商店街環境整備支援事業補助金不交付決定通知書(第12号様式)により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。
  - 5 第8条に基づき交付申請し、補助金の交付を受けようとする商店会は、交付決定通知書の交付を受けるまでは、当該申請に係る事業を開始してはならない。
  - 6 第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定をするにあたっては、第8条第6項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、当該交付申請の内容を審査し、適当と認められるときは、当該仕入控除税額を減額して決定するものとする。
  - 7 第8条第6項ただし書の規定による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金額の確定において減額を行うこととし、その旨を条件に付すものとする。

#### (交付の条件)

- 第11条 補助金規則第7条第1項第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) この補助金は、交付決定通知書により決定した整備計画策定及び設計、並びに施設整備等のみ  
に充当し、他の目的に使用しないこと。
  - (2) 交付決定通知書に反するとき及び次の各号に該当するときは、交付決定通知書を取り消し、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。
    - ア 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けたとき。
    - イ 施設整備等及び維持管理に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をしたとき。
    - ウ 交付申請書の宣誓事項に反したとき。
    - エ その他要綱に反したとき。
  - (3) 補助金の使途について、必要があると認められるときは調査し、報告を求めることがある。

#### (変更等申請)

- 第12条 交付決定通知書の交付を受けた商店会が、補助事業の内容及び交付決定額を変更する場合や事業を中止又は廃止する場合(以下「変更等」という。)は、原則、事業実施開始前に速やかに商店街環境整備支援事業変更等申請書(第13号様式。以下「変更等申請書」という。)に別表9に掲げる書類を添付して市長に提出し、変更等の承認を得なければならない。ただし、交付決定金額の減額に限っては交付決定された補助対象の数量の変更が30%かつ総事業費100万円以下の場合など市長が認める軽易な変更については、変更等申請を省略することができる。

#### (変更等の承認)

- 第13条 市長は、前条の変更等申請書を受理したときは、必要な調査を行うものとする。
- 2 前項の調査の結果、市長は、適当と認めるときは商店街環境整備支援事業変更等承認書(第14号

様式)を、不相当と認めるときは商店街環境整備支援事業変更等不承認書(第15号様式)を交付する。

#### (申請の取下げ)

第14条 交付決定通知書又は交付決定兼交付額確定通知書(本条において、以下「交付決定通知書等」という。)の交付を受けた商店会が補助金規則第9条第1項の規定により、事業の取下げを行う場合は、商店街環境整備支援事業補助金交付申請取下届(第16号様式)を市長に提出することとする。

- 2 補助金交付申請の取下げの期日は、原則として商店会が交付決定通知書等の交付を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日までとする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- 3 第1項の規定による取下げの届出があったときは、第10条における当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

#### (実績報告)

第15条 商店会は、当該事業の完了後、補助金規則第14条第1項の規定により、速やかに商店街環境整備支援事業実績報告書(第17号様式。以下「実績報告書」という。)に、別表10に掲げる書類を添付して市長へ提出しなければならない。ただし、市長は整備内容や必要に応じて、添付書類の省略を認めることや追加を求めることができるものとする。

- 2 前項の規定により実績報告を行う商店会は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (補助金額の確定)

第16条 市長は、実績報告書の提出があったときは、商店街環境整備支援事業完成調査表(第18号様式)に基づき審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付額を確定するものとする。ただし、会計年度内に実績報告書の提出が困難な場合は、履行の確認を補助事業の完了時又は会計年度内に行うものとする。

- 2 市長は、補助金交付額を確定したときは、商店街環境整備支援事業補助金交付額確定通知書(第19号様式)により、実績報告書を提出した商店会に対し、その旨を通知するものとする。なお、第8条第7項に規定する補助金の概算払を受けた補助事業者に対しては、商店街環境整備支援事業補助金交付額確定通知書(第20号様式)により、その旨を通知する。
- 3 第1項における補助金の交付確定額は、当該事業の交付決定通知書(第13条第2項の規定により交付決定金額の変更を承認した場合は、商店街環境整備支援事業変更等承認書)に記載された決定額を上回ることができない。

#### (補助金交付の請求及び交付の時期)

第17条 第10条第3項又は前条の規定による通知を受けた商店会が、補助金の交付を受けようとするときは、商店街環境整備支援事業補助金交付請求書(第21号様式。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受けた日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。
- 3 横浜市会計規則第49条に規定する補助金の概算払を希望するときは、第8条に規定する交付申請書及び添付書類と併せて、商店街環境整備支援事業補助金概算払確認書(第22号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付決定後に商店街環境整備支援事業補助金概算払請求書(第23号様式)を市長に提出しなければならない。

#### (原本証明)

第18条 商店会がこの要綱に基づく申請書等に原本の写しを添付するときは、代表者の原本証明をするものとする。

#### (施設の管理及び処分)

第19条 商店会は、この要綱により補助金交付を受け、取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければなら

- い。
- 2 商店会は、取得財産等を善良なる管理者の注意義務を持って管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図るものとする。
  - 3 商店会は、取得財産等をこの補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、担保に供し、貸し付け、改造し、設置場所を移転し、使用を中止し、又は運営を他人に委託するときは、あらかじめ商店街環境整備支援事業取得財産等の処分承認申請書（第 24 号様式）に、別表 11 に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を商店街環境整備支援事業取得財産等の処分承認通知書（第 25 号様式）により受けるものとする。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年 8 月 5 日通商産業省告示第 360 号）」に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合、別表 2 に掲げる補助対象の「フラッグ掲出用ポール」、「Wi-Fi 設備」、「ミスト装置」、「AED」、「防災用発電機、蓄電池」、「防犯カメラ」、「修繕された施設」については別表 12 に定める期間を経過した場合は、この限りでない。なお、処分制限期間の起算日は工事が完了した日の翌月 1 日からとする。

#### **（状況報告）**

第 20 条 市長は、補助事業の完了した日から当該施設の処分制限期間内において、補助事業者に対し本補助事業に係る商店街等の活性化の効果について、商店街環境整備支援事業状況報告書（第 26 号様式）により状況報告を求めることができる。また、その状況により、指導・助言を行うことができる。

#### **（交付決定の取消し等）**

第 21 条 市長は、補助金規則第 10 条及び第 19 条第 1 項の規定に基づき補助金交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、商店街環境整備支援事業補助金交付決定取消等通知書（第 27 号様式）により、商店会に対して通知するものとする。

#### **（関係書類の保存期間）**

第 22 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、取得財産の処分制限期間とする。

#### **（届出事項）**

第 23 条 商店会は処分制限期間中に次の各号に掲げる項目に該当したときは、市長に届出を行うものとする。

- (1) 施設が滅失し若しくは効用を喪失する程度の毀損又は差押えを受ける等、重大な事故が生じたとき。
- (2) 事務所を移転し、又は名称若しくは代表者を変更したとき。ただし、同様の内容を横浜市商店街総連合会へ届け出ている場合は、市長への届出を省略することができる。
- (3) 要綱第 3 条第 2 項第 10 号のただし書の規定により市長が認める広告物を設置した場合などで、取得財産等を活用し収益が生じたとき。

#### **（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）**

第 24 条 商店会は第 9 条第 3 項の規定による申請又は、第 15 条第 1 項の規定による実績報告を行った後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、商店街環境整備支援事業消費税仕入控除税額報告書（第 28 号様式）に別表 13 に掲げる書類を添付して、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により報告があった場合は、当該報告の内容を審査し、適当と認められるときは、確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

#### **（理事の自己契約等があった場合に関する提出書類）**

第 25 条 事業の実施にあたり、会の代表者の経営する店舗等と契約するときは、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 108 条の規定に基づき、商店会がそのことを承諾したことを証する書面を申請書と併せて提出しなければならない。

(その他)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 63 年一部改正)

(施行期日)

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成元年一部改正)

(施行期日)

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 3 年一部改正)

(施行期日)

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 4 年一部改正)

(施行期日)

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 6 年一部改正)

(施行期日)

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 8 年一部改正)

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 9 年一部改正)

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 10 年一部改正)

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 15 年一部改正)

(施行期日)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 16 年一部改正)

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 5 月 13 日から適用する。

附 則（平成 18 年一部改正）

（施行期日）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年一部改正）

（施行期日）

この要綱は、平成 19 年 4 月 19 日から適用する。

附 則（平成 20 年一部改正）

（施行期日）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年一部改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現にライブタウン要綱に基づき整備した施設の取扱については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年一部改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、現に第 6 条の 2 の意向書を提出した商店街であって、第 1 条の 2 第 2 項各号に定める要件を満たさないものは、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、第 19 条第 1 項の規定に基づく実績報告を行うまでに第 1 条の 2 第 2 項各号に定める要件を満たした場合に限り、この要綱における補助事業者等に含めるものとする。

附 則（平成 23 年一部改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。ただし、適用の日から平成 23 年 4 月 30 日までの間、「経済局」とあるのは「経済観光局」と、「環境創造局」とあるのは「地球温暖化対策事業本部」と読み替えるものとする。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行に際し、改正前の要綱第 6 条の 2 の意向書を既に提出したものにあっては、第 6 条の 2 の規定にかかわらず、認定申請書の提出は必要としない。

附 則（平成 24 年一部改正）

（施行期日）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年一部改正）

（施行期日）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年一部改正）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行に際し、従前の横浜市商店街アーケード等撤去支援事業補助金交付要綱に基づき計画認定を受けた施設については、要綱第 6 条に基づく計画認定を受けたものとみなす。

附 則（平成 27 年一部改正）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行に際し、改正前の要綱に基づき計画認定を受けた施設については、改正前の別表 4 による補助率、補助限度額及び留意点を適用するものとする。

3 この要綱の施行に際し、平成 27 年度中に要綱第 6 条の規定による計画認定を受けた施設について、要綱第 8 条第 4 項ただし書きの規定に基づき平成 27 年度中に交付申請書等を受理した場合は、改正前の別表 3 による補助率、補助限度額及び留意点を適用するものとする。

附 則（平成 28 年一部改正）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行に際し、別表 3 に掲げる補助対象の「インバウンド関連施設」のみを整備する商店会及び過去 5 か年度以内にこの要綱に基づく施設整備を実施し補助金の交付を受けた商店会について、平成 28 年度に事業を実施する場合は、第 5 条第 3 項に定める計画認定申請書及び計画認定申請書「施設撤去」の提出期限を、「前年度 8 月末日」から「当年度 8 月末日」と読み替えるものとする。

附 則（平成 29 年一部改正）

（施行期日）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年一部改正）

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年一部改正）

（施行期日）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年一部改正）

この要綱は、令和 2 年 4 月 2 日から施行する。

附 則（令和 3 年一部改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行に際し、従前の横浜市商店街省エネ型ランプ交換事業補助金交付要綱に基づき計画認定を受けた施設については、要綱第 6 条に基づく計画認定を受けたものとみなす。

附 則（令和 3 年一部改正）

（施行期日）

この要綱は、令和 3 年 8 月 20 日から適用する。

附 則（令和 4 年一部改正）

（施行期日）

この要綱は、令和 4 年 4 月 2 日から適用する。

附 則（令和 5 年一部改正）

（施行期日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年一部改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行に際し、改正前の要綱に基づき令和 5 年度に計画認定を受けた施設については、従前の補助率、補助限度額等を適用するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 改正前の要綱に基づき令和 6 年度に計画認定を受けた事業について、この要綱に基づき算出される補助金額を上回る場合には、従前の補助率、補助限度額等を適用する。

3 令和 6 年度に交付決定され、事業を実施した場合、申請者は改正前の要綱に定められた様式

で実績報告を行うものとする。

附 則（令和8年一部改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表1 (第1条の2関係)任意の商店街団体(「権利能力なき社団」(最高裁昭和39年10月15日判例))

1	団体の規約において、構成員の加入及び脱退並びに団体の解散の手續を定めているほか、団体の事務局・事務所の所在地が明記されていること
2	団体の規約において、意思決定について多数決の原則が明記されていること
3	構成員の変更が団体の存続に影響されないこと
4	団体の規約において、代表者の選出方法やその役割について定めがあること
5	団体の規約において、招集方法や定足数、議長の選出方法、議決事項、議事録の作成について定めがあること
6	団体の規約において、所有する財産に対する責任の負い方その他財産の管理方法について定めがあること

別表2（第3条、第4条）補助対象、補助対象経費、補助率、補助限度額

	補助対象	補助率	補助限度額		補助要件等	対象外経費
			計画認定の有無			
			あり	なし		
(I) 防犯	街路灯	30%	「400万円」又は「17万円/基×基数」の合計額の安価な方	「100万円」又は「17万円/基×基数」の合計額の安価な方	<b>【共通】</b> 1 商店街の街路を照明することを主たる目的として設置するものであること。 2 屋外に設置するものであること（アーケード内は不可）。 3 支柱その他見やすい場所に商店会名その他街路灯の維持管理の主体を示す銘板を添架すること。 4 商店会名以外の広告を装着しないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。 <b>【新設】</b> 1 設置本数は原則として商店会の正会員数（市商連加盟の商店会にあっては当該年度の市商連名簿に掲載されている会員数、市商連非加盟の商店会にあっては当該年度の4月1日現在の正会員数）を基準とする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。 2 支柱の代替となる電柱等の施設に街路灯を新設する場合は、新設と同等の補助率及び補助限度額とする。 <b>【修繕】</b> 1 原則として設置後10年を経過した施設について、既存施設の機能を回復、向上させるためのものであること。 ただし、修繕を実施しなければ施設の維持管理の継続が困難である等、特別な事情があると認められる場合はこの限りでない。 2 修繕の方法等は、道路管理者等と十分に協議すること。 3 ランプ交換を実施の場合は、省エネ型ランプに交換すること	1 整備に伴い、商店会所有の放送設備や防犯カメラ等を一旦取り外し、再度同じ街路灯に取り付ける費用
			「400万円」又は「10万円/基×基数」の合計額の安価な方	「100万円」又は「10万円/基×基数」の合計額の安価な方		
	2	防犯カメラ	50%	「400万円」又は「25万円/台×台数」の合計額の安価な方	「100万円」又は「25万円/台×台数」の合計額の安価な方	1 犯罪の予防を目的として特定の場所に常設するカメラで、映像表示、通信、録画のために必要な関連機器で構成する装置 2 プライバシーの確保など適正な管理のために必要な規定を制定すること。 3 通行者の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び商店会名その他防犯カメラの維持管理の主体を示す銘板を添架すること。 4 防犯カメラの設置及び運用について、「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った運用基準を作成すること。 5 補助金の対象となる設置台数は原則として商店会の正会員数（市商連加盟の商店会にあっては当該年度の市商連名簿に掲載されている会員数、市商連非加盟の商店会にあっては当該年度の4月1日現在の正会員数）を上限数とする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
3	その他防犯に資する設備（侵入防止柵等）	50%	50万円	50万円		
(II) 防災	AED	50%	50万円	50万円	1 自動対外式除細動器（AED）であること 2 運用又は活用に必要な講習等を受講すること。 3 設置場所の管理者と設置及び維持管理に関して必要な協議を行うこと。	
	防災等関連備品	50%	50万円	50万円	1 次に掲げる備品であること。 (1)小型動力ポンプ (2)初期消化箱 (3)非常用発電機 (4)非常用蓄電池 (5)市長が認めるもの 2 1(1)～(2)については、運用又は活用に必要な講習等を受講すること。 3 設置場所の管理者と設置及び維持管理に関して必要な協議を行うこと。	1 燃料等（維持管理的なもの） 2 個店が所有するべきもの 3 消防法（昭和23年法第186号）第17条の規定に基づき設置するもの 4 横浜市救急条例第6条および横浜市安全管理局（視消防局）告示第1号の規定に基づき設置するもの
	防災等関連施設	50%	400万円	100万円	1 商店会が所有及び管理し、商店街の防災等に資する施設であること。 2 商店会名その他当該施設の維持管理の主体を示す銘板を添架すること。 3 当該施設の用途がわかるよう表示すること。 4 本施設について商店街来街者を対象に活用する場合には、運用計画書等を交付申請時に提出すること。 また、商店会の所在区の区役所の防災担当課と協議し、その内容について協議書に記載すること。	1 個店が所有するべきもの 2 消防法（昭和23年法第186号）第17条の規定に基づき整備するもの

(Ⅲ) 集客	1	アーケード	① 新設	30%	400万円	—	<p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>公道上に設置するものは建築基準法第44条の規定による建築許可を受けたものであること。</li> <li>民有地内に設置するものは1に準じた構造を有するものであること。</li> <li>照明、街路灯、放送施設、サイン施設等の付帯施設を含むものとする。</li> <li>支柱その他見やすい場所に商店会名その他アーケードの維持管理の主体を示す銘板を添架すること。</li> </ol> <p>【新設】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建築基準法第6条に規定されている確認申請が必要な施設については、同法第6条の規定による確認済証及び同法第7条の規定による検査済証を取得すること。</li> </ol> <p>【修繕】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原則として設置後15年を経過した施設について、既存施設の機能を回復、向上させるためのものであること。 ただし、修繕を実施しなければ施設の維持管理の継続が困難である等、特別な事情があると認められる場合はこの限りでない。</li> <li>修繕の方法等は、道路管理者等と十分に協議すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>付帯施設のための新設及び改修</li> <li>付設されている施設等の移設費</li> </ol>
			② 修繕 (ランプ交換含む)	50%	400万円	100万円		
	2	アーチ、片アーチ	① 新設	30%	400万円	—	<p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>商店街の存在及び商店街に区域や通りの名称等を消費者に周知することを主たる目的として設置するものであること。</li> <li>商店会名以外の広告を装着しないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。</li> <li>支柱その他見やすい場所に商店会名その他当該施設の維持管理の主体を示す銘板を添架すること。</li> </ol> <p>【新設】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建築基準法第6条に規定されている確認申請が必要な施設については、同法第6条の規定による確認済証及び同法第7条の規定による検査済証を取得すること。</li> </ol> <p>【修繕】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>原則として設置後15年を経過した施設について、既存施設の機能を回復、向上させるためのものであること。 ただし、修繕を実施しなければ施設の維持管理の継続が困難である等、特別な事情があると認められる場合はこの限りでない。</li> <li>修繕の方法等は、道路管理者等と十分に協議すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>建築基準法第6条の規定による確認済証及び同法第7条の規定による検査済証が必要ない規模のもの</li> </ol>
			② 修繕 (ランプ交換含む)		400万円	100万円		
	3	サイン施設		400万円	—	<p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる施設であること。 (1)案内看板類 (2)デジタルサイネージ (3)商店会看板等</li> <li>商店会の構成店、その内容又は商店街通の名称等を消費者に周知することを主たる目的として設置する案内施設</li> <li>商店会名以外の広告を装着・発信しないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。</li> <li>支柱その他見やすい場所に商店会名その他当該施設の維持管理の主体を示す銘板を添架すること</li> </ol>		
	4	フラッグ掲出用ポール		400万円	—	<ol style="list-style-type: none"> <li>バナーフラッグを掲出することを目的とし、商店会が所有する街路灯に設置すること。</li> <li>設置に関しては、道路占用許可基準第2章第1節の2の規定に基づいて整備すること。</li> <li>既存のフラッグ掲出用ポールの交換、高さの変更等に係る経費も補助対象とする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>フラッグ掲出用ポール以外の部品交換等維持管理的なもの</li> </ol>	
	5	Wi-Fi設備		400万円	—	<ol style="list-style-type: none"> <li>商店会が所有及び管理し、来街者の利便性の向上、買い物需要の取り込み等を主たる目的として設置するものであること。</li> <li>利用者がキャリアフリーかつ無料で利用できるものであること。</li> <li>サービスの提供にあたってはセキュリティ対策（利用者登録等）を行うこと。</li> <li>実績報告書 提出時にプロバイダ等との契約書の写しを添付すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>修理、バージョンアップ及びアップデート</li> <li>ステッカー等の消耗品類</li> </ol>	
	6	放送設備		400万円	—	<ol style="list-style-type: none"> <li>商店街放送に使用する放送設備一式であって、主たる放送機器が固定式であるものであること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>スピーカーのみ又はアンプのみの設置(放送施設を新設する場合)</li> </ol>	
	7	加圧式ミスト装置	50%	100万円	—	<ol style="list-style-type: none"> <li>夏の暑さ対策に取り組むこと等を主たる目的として設置するものであること。</li> <li>不特定多数の来街者が通行する屋外の場所に設置すること。（特定店舗の軒先など利用者が限定されている場合を除く。）</li> <li>夏期間に継続して使用すること。（短期間の一過性のイベント等のみでの使用は除く。）</li> </ol>		

	8	駐車場・駐輪場施設		400万円	—	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商店会が来街者に利便を提供する目的で設置する施設であること。</li> <li>2 料金徴収の場合は施設維持管理経費相当とすること。</li> <li>3 商店会が利用者の安全・安心に配慮し、支障なく、駐車場・駐輪場施設の運営・管理に努めること。</li> </ol>	1 駐車券、レシート用紙等消耗品
	9	商店会事業に関する施設		400万円	—	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次に掲げる施設であること。</li> <li>(1)共同事業施設 (2)情報化施設 (3)環境保全施設 (4)休憩関連施設 (5)舗道整備 (6)市長が認めるもの</li> <li>2 対象とする設備、施設は、商店会が来街者に安全と利便や心のゆとりを提供、商店街の魅力を高めるものであること。</li> <li>3 仕様、材質、維持管理について、道路管理者等と協議を行い、決定されていること。</li> <li>4 建築基準法第6条に規定されている確認申請が必要な設備、施設については、同法第6条の規定による確認済証及び同法第7条の規定による検査済証を取得すること。</li> </ol> <p>【共同事業施設】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 集荷所等協同物流施設や共同店舗等で、商店会が共同で行う販売促進事業に供するために設置する施設であること。</li> <li>2 新規に設置する場合、建築基準法第6条の規定による確認済証及び同法第7条の規定による検査済証を提出すること。</li> </ol> <p>【情報化施設】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 商店会が販売促進、顧客管理及び情報提供などを目的として共同で実施するカードシステム事業等に必要の情報施設、端末機及びシステム稼働に必要なプログラムソフトであること。</li> <li>2 原則として、商店会構成店の1/3以上の参加が見込まれること。</li> <li>3 組織、規約、会費徴収方法及び管理運営方法が明確かつ合理的なものとなっていること。</li> </ol> <p>【環境保全施設、休憩関連施設】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 商店会が環境問題に取り組むために設置する施設で、以下全ての要件を満たすものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)耐久性が十分にあり衝撃に強いもの</li> <li>(2)固定式もしくは一定の場所に設置するもの</li> <li>(3)商店街の町並みと調和するもの</li> <li>(4)商店会名その他当該施設の維持管理の主体を示す銘板を添架すること。</li> </ol> </li> </ol> <p>【舗道整備】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 商店会の魅力を高めるための特殊な舗装による舗道の整備</li> <li>2 舗装部分の材質、仕様、維持管理については、道路管理者と協議を行い、舗装構成、維持管理方法が決定されていること。</li> </ol>	<p>【共同事業施設】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築確認申請が不要なものであること。</li> </ol> <p>【情報化施設】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 修理、バージョンアップ及びアップデート</li> <li>2 カード等の消耗品類</li> <li>3 機器の更新・追加</li> </ol> <p>【休憩関連施設】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 移動可能なベンチ等</li> </ol> <p>【舗道整備】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補修用資材</li> </ol>
(IV) 共通	1	施設の安全点検（調査）	50%	200万円	100万円	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次に掲げる施設の点検（調査）であること。</li> <li>(1)街路灯 (2)アーケード (3)アーチ (4)片アーチ (5)市長が認めるもの</li> <li>2 安全対策を目的として、施設の構造、材質、劣化状況等の調査、測量を外部に委託して行うこと。</li> <li>3 外部事業者が作成した点検調査結果報告書の写しを提出すること。</li> <li>4 アーケード、アーチ、片アーチに関しては、建築基準法第6条の規定による確認済証及び同法第7条の規定による検査済証を提出すること。</li> </ol>	1 アーケード、アーチ、片アーチに関しては、建築基準法第6条の規定による確認済証及び同法第7条の規定による検査済証が交付されていないもの又は、これらが必要ない規模のもの。
	2	保全計画等の策定		200万円	100万円	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商店会が策定する（Ⅰ）安全・防犯・防災、（Ⅲ）集客の施設の整備、大規模な改修に関する計画、施設の保全計画の策定を外部に委託して行うこと。</li> <li>2 報告書、計画書等の成果物を作成すること。</li> </ol>	
	3	その他商店会に係る設備、施設		100万円	—	上記施設以外で商店会事業を支える施設で、市長が認めるもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補修、修繕、補強、部品交換等維持管理的なもの</li> <li>2 施設の整備に関連しない撤去・移設費</li> </ol>
(V) 災害等 緊急 対応	1	災害等緊急対応	50%	400万円	400万円	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 台風や地震等の災害や事故等によって被害を受けた商店会が所有する（Ⅰ）街路灯、(2)アーケード、(3)アーチ、(4)片アーチ、(5)アーケード等に付帯するサイン施設・看板等、(6)その他市長が認めるもの について修繕を実施すること</li> </ol>	1 復旧を行う施設に対して損害保険金等が支払われる場合には、当該損害保険金等で充当される復旧費用

ア 1 商店会が複数の補助対象を申請した場合、申請年度に受けることができる補助金の補助限度額は8,000,000円とする。ただし、各補助対象の補助上限額を超えることはできない。

イ 1 商店会が複数の補助対象を申請した場合、申請年度に受けることができる計画認定のない補助金の補助限度額は、2,000,000円とする。ただし、各補助対象の補助上限額を超えることはできない。

ウ 上記ア及びイについて、「災害等緊急対応」は含まない。

別表3 (第3条第2項第2号関係) 対象事業費

補助対象	金額
保全計画等の策定、施設の安全点検(調査)、災害等緊急対応費(街路灯、アーケード、アーチ、片アーチ及びアーケード等に付帯するサイン施設・看板等の修繕)	10,000円
街路灯修繕、アーケード修繕、アーチ・片アーチ修繕、AED、防災等関連備品、フラッグ掲出用ポール	30,000円
その他防犯に資する設備(侵入防止柵等)、加圧式ミスト装置、防犯カメラ	100,000円
街路灯新設、Wi-Fi設備	200,000円
上記以外の施設	500,000円

別表4 (第5条第1項) 認定申請 添付書類

1	商店街環境整備計画概要書(第1号様式の2)
2	整備計画を承認する総会等の議事録の写し
3	定款又は規約等の写し
4	会員及び役員名簿の写し
5	直近の決算書及び予算書の写し
6	案内図(商店街区域、整備予定施設の位置を記入すること。)
7	その他市長が必要と認める書類

別表5 (第5条第3項) 計画認定省略可能な補助対象

補助対象	条件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他防犯に資する設備(侵入防止柵等)</li> <li>・AED</li> <li>・防災等関連備品</li> </ul>	補助金申請額が50万円以下の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路灯の新設又は修繕</li> <li>・アーケード、アーチ、片アーチの修繕</li> <li>・防犯カメラ</li> <li>・防災等関連施設</li> <li>・施設の安全点検(調査)</li> <li>・保全計画等の策定</li> </ul>	補助金申請額が100万円以下の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等緊急対応</li> </ul>	補助金額が400万円以下の場合

別表6 (第7条第1項) 計画変更申請 添付書類

1	変更や延期等を承認する総会等の議事録の写し
2	計画認定書の写し
3	その他市長が必要と認める書類

別表7 (第8条第1項) 交付申請 添付書類

1	施設整備等概要書(第8号様式の2)
2	施設の整備に係る関係機関(道路管理者等)との協議書(第8号様式の3)
3	施設等の維持管理に関する資金計画書(第8号様式の4)
4	案内図(商店街区域、整備予定施設の位置を記入すること。)
5	入札書又は見積書の写し(ただし、1件の金額が100万円以上になる場合は、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び横浜市工事請負等入札参加資格のある業者であることを証する資料又は履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し)(内容が最新のものであって、申請日から6か月以内に交付されたもの)
6	仕様書、カタログ又は設計図書の写し
7	施設整備等実施及び事業実施予定者並びに施設等の維持管理に関する資金計画書(第8号様式の4)を承認する総会等の議事録の写し
8	総会等に報告した決算書及び予算書の写し
9	定款又は規約等の写し
10	会員及び役員名簿の写し

11	施設整備前の写真（1施設に対し3～4枚程度）
12	計画認定書の写し（前年度計画認定されている場合）
13	道路占用許可書の写し（公道上の施設を整備する場合）
14	建築検査済証（建築物を整備する場合）
15	民地承諾書（民地上の施設を整備する場合）
16	防犯カメラの設置に係る関係機関との協議書（第8号様式の5）（防犯カメラの整備を行う場合）
17	防犯カメラ運用基準（防犯カメラの整備を行う場合）
18	その他市長が必要と認める書類

別表8（第9条第3項）事後申請 添付書類

1	施設整備等完了報告書（第17号様式の2）
2	施設の整備に係る関係機関（道路管理者等）との協議書（第8号様式の3）
3	案内図（商店街区域、整備予定施設の位置を記入すること。）
4	入札書又は見積書の写し。ただし、1件の金額が100万円以上になる場合は、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び横浜市工事請負等入札参加資格のある業者であることを証する資料又は履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し。（内容が最新のものであって、申請日から6か月以内に交付されたもの）
5	領収書等の写し
6	復旧工事内容について報告した総会等の議事録の写し
7	定款又は規約等の写し
8	会員及び役員名簿の写し
9	発災時及び復旧後の写真（1施設に対し3枚程度づつ）
10	契約書等の写し（契約金額が100万円未満の場合は省略することができる）
11	道路占用許可書の写し（公道上の施設を整備した場合）
12	建築検査済証（建築物を整備した場合）
13	民地承諾書（民地上の施設を整備した場合）
14	その他市長が必要と認める書類

別表9（第12条）変更等申請 添付書類

1	変更等を承認する総会等の議事録の写し
2	商店街環境整備支援事業補助金交付決定通知書の写し
3	変更後の施設等の維持管理に関する資金計画書（第13号様式の2）
4	入札書又は見積書の写し。ただし、1件の金額が100万円以上になる場合は、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び横浜市工事請負等入札参加資格のある業者であることを証する資料、履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し（内容が最新のものであって、申請日から6か月以内に交付されたもの）（補助対象経費に変更がある場合）
5	その他市長が必要と認める書類

別表10（第15条第1項）実績報告 添付書類

1	施設整備等完了報告書（第17号様式の2）
2	領収書等の写し
3	施設整備後の写真（整備した全施設の写真を添付すること。照明施設については、夜間に撮影した写真も提出すること。また、別表10の6に記載の検査済証等が不要な場合は、基礎及び接合部分の工事中的写真を相当数添付すること。）または、設計図書・報告書等の成果物の写し（計画策定又はアーケード等安全点検（調査）の場合）
4	契約書等の写し（契約金額が100万円未満の場合は省略することができる）
5	道路占用許可書の写し（公道上の施設を新設した場合）
6	建築検査済証（建築物を新設した場合）
7	施設の整備に係る関係機関（道路管理者等）との協議で必要とされた書類
8	取得財産等の全ての保管状況が記載された台帳の写し（新設の場合）
9	その他市長が必要と認める書類

別表 11（第 19 条第 3 項）処分承認申請書 添付書類

1	処分・変更を承認する総会等の議事録の写し
2	案内図（商店街区域、処分予定施設の位置を記入すること。）
3	その他市長が必要と認める書類

別表 12（第 19 条関係）施設の管理及び処分

施設名	処分制限期間
フラッグ掲出用ポール	5 年
Wi-Fi 設備	
ミスト装置	
AED	
防災用発電機、蓄電池	6 年
防犯カメラ	5 年
修繕された施設	

別表 13（第 24 条第 1 項）商店街環境整備支援事業消費税仕入控除税額報告書 添付書類

1	確定申告の写し
2	その他参考になる書類

商店街環境整備支援事業計画認定申請書

（申請先）

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所  
団 体 名 等  
役 職 等  
フリガナ  
代表者氏名

（TEL ー ）

商店街環境整備支援事業の計画認定を受けたいので、商店街環境整備支援事業補助金交付要綱第5条第1項に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 添付書類（(7)を添付する場合、レ点を記入）

- (1) 商店街環境整備計画概要書（第1号様式の2）
- (2) 整備計画を承認する総会等の議事録の写し
- (3) 定款又は規約等の写し
- (4) 会員及び役員名簿の写し
- (5) 直近の決算書及び予算書の写し
- (6) 案内図（商店街区域、整備予定施設の位置を記入すること。）

(7) その他市長が必要と認める書類

なお、上記関係書類のうち原本の写しを提出するものについては、原本の写しに相違ありません。

2 宣誓事項（全ての項目にレ点を記入）

- 法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反しないこと。違反した場合、補助金の一部又は全部を返還する。
- 市長が補助金の活用状況について調査を行うときは、聴取や資料の提出等に協力する。
- 「計画認定」は補助金額を拘束または保証するものではないものであることを確認した。

【脱炭素取組宣言のお願い】

当補助金の申請にあたっては、「脱炭素取組宣言」をお願いしています。

- 脱炭素化の取組を宣言しました（宣言がお済みの場合はレ点を記入）

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_



様

横浜市長

商店街環境整備支援事業計画認定書

年 月 日に申請がありました、商店街環境整備支援事業計画認定申請について、次のとおり認定しましたので通知します。

1 認定内容

2 事業完了年度

年度

3 交付申請について

当該事業に対する補助金の交付は未定ですので、市長が指定する日までに、当該事業に係る補助金交付申請を行ってください。

商店会の規約が権利能力なき社団の要件を満たしていない場合、交付申請時までに全ての要件を満たすように規約改正を行ってください。

なお、当認定書の交付は、補助金額を拘束又は保証するものではありません。

4 注意事項

計画認定された補助事業内容等に変更等がある場合は、計画変更申請書の申請や計画認定取下書の提出が必要となりますので、交付申請前に商業振興課までご連絡ください。

担 当

T E L

F A X

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

**商店街環境整備支援事業計画非認定書**

年 月 日に申請がありました、商店街環境整備支援事業計画認定申請については、次のとおり認定しないこととしましたので通知します。

○非認定理由

担 当

TEL

FAX

商店街環境整備支援事業計画変更等申請書

（申請先）

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所  
団体名等  
役 職 等  
フリガナ  
代表者氏名

（TEL ー ）

年 月 日 第 号により計画認定のありました、商店街環境整備支援事業については、次の理由により変更をしたく、商店街環境整備支援事業補助金交付要綱第7条第1項に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 変更の理由

2 総会等で変更が承認された時期

3 変更の内容

(1) 補助事業の内容

変更前	変更後

(2) 補助事業の収支計画

収 入		
区分	変更前	変更後
自己資金	円	円
補助金	円	円
借入金	円	円
その他	円	円
支 出		
	変更前	変更後
予定事業費 (税込・税抜)	円	円

4 添付書類 ((3)を添付する場合、レ点を記入)

- (1) 変更や延期等を承認する総会等の議事録の写し
- (2) 計画認定書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

なお、上記関係書類のうち原本の写しを提出するものについては、原本の写しに相違ありません。

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

様

横浜市長

商店街環境整備支援事業計画変更承認書

年 月 日に申請がありました、商店街環境整備支援事業計画変更申請について、次のとおり承認しましたので通知します。

1 計画認定書

年 月 日 第 号

2 変更の時期

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

4 交付申請について

当該整備計画に対する補助金交付決定は未定ですので、市長が指定する日までに、当該施設整備等に係る補助金交付申請を行ってください。

担 当  
T E L  
F A X

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

**商店街環境整備支援事業計画変更不承認書**

年 月 日に申請がありました、商店街環境整備支援事業計画変更申請については、次のとおり不相当と判断しましたので通知します。

○不承認理由

担 当

TEL

FAX

商店街環境整備支援事業計画認定取下届

（提出先）

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所  
団体名等  
役 職 等  
フリガナ  
代表者氏名

（TEL ー ）

年 月 日 第 号により計画認定のありました、商店街環境整備支援事業計画については、次の理由により中止又は取下げを行います。

○ 中止又は取下げ理由

商店街環境整備支援事業補助金交付申請書

（申請先）

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所  
団体名等  
役 職 等  
フリガナ  
代表者氏名

（TEL ー ）

商店街環境整備支援事業補助金の交付を受けたいので、商店街環境整備支援事業補助金交付要綱第8条第1項に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び商店街環境整備支援事業補助金交付要綱を遵守します。

1 補助金交付申請額

¥ \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_

2 添付書類（(12)～(18)を添付する場合、レ点を記入）

- (1) 施設整備等概要書（第8号様式の2）
- (2) 施設の整備に係る関係機関（道路管理者等）との協議書（第8号様式の3）
- (3) 施設等の維持管理に関する資金計画書（第8号様式の4）
- (4) 案内図（商店街区域、整備予定施設の位置を記入すること。）
- (5) 入札書又は見積書の写し（ただし、1件の金額が100万円以上になる場合は、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び横浜市工事請負等入札参加資格のある業者であることを証する資料又は履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し）  
（内容が最新のものであって、申請日から6か月以内に交付されたもの）
- (6) 仕様書、カタログ又は設計図書の写し
- (7) 施設整備等実施及び事業実施予定者並びに施設等の維持管理に関する資金計画書（第8号様式の4）を承認する総会等の議事録の写し
- (8) 総会等に報告した決算書及び予算書の写し
- (9) 定款又は規約等の写し
- (10) 会員及び役員名簿の写し
- (11) 施設整備前の写真（1施設に対し3～4枚程度）
- (12) 計画認定書の写し（前年度計画認定されている場合）
- (13) 道路占用許可書の写し（公道上の施設を整備する場合）
- (14) 建築検査済証（建築物を整備する場合）
- (15) 民地承諾書（民地上の施設を整備する場合）
- (16) 防犯カメラの設置に係る関係機関との協議書（第8号様式の5）（防犯カメラの整備を行う場合）
- (17) 防犯カメラ運用基準（防犯カメラの整備を行う場合）
- (18) その他市長が必要と認める書類

（裏面有り）

### 3 宣誓事項（全ての項目にレ点を記入）

- 法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反しないこと。違反した場合、補助金の一部又は全部を返還する。
- 市長が補助金の活用状況について調査を行うときは、聴取や資料の提出等に協力する。
- 設置・修繕した施設等については、適切な維持・管理を実施する。
- ランプや防犯カメラ等の補助対象を設置する建築物や工作物の安全性について確認し、補助対象物の処分制限期間中に建築物や工作物の撤去の実施の必要がないことを確認した。
- 本申請に基づき、交付決定前に契約や工事の実施等が行われた場合、補助対象とはならなくなることを確認した。

#### 【脱炭素取組宣言のお願い】

当補助金の申請にあたっては、「脱炭素取組宣言」をお願いしています。

- 脱炭素化の取組を宣言しました（宣言がお済みの場合はレ点を記入）

なお、添付関係書類のうち原本の写しを提出するものについては、原本の写しに相違ありません。

団 体 名

---

代表者職・氏名

---



（報告先）

横 浜 市 長

報告者 団体名等  
役 職 等  
代表者氏名

施設の整備に係る関係機関（道路管理者等）との協議書

施設の整備に向け、現在、次のとおり関係機関（道路管理者等）と協議・確認を行いました。

1 協議日時： 年 月 日 時

2 整備内容： \_\_\_\_\_

3 整備予定数： \_\_\_\_\_

4 協議先： \_\_\_\_\_ 担当者： \_\_\_\_\_

5 道路占用許可取得の必要性の確認と取得状況

（1）本補助金申請の補助対象物について、  
道路占用許可の取得が（ 完了している ・ 完了していない ・ 不要 ）

（2）「完了していない」または「不要」に丸を付けた場合、該当箇所に☑を入れてください

新規で申請する必要あり

数量変更で申請する必要あり

現在申請中（申請日： 年 月 日）

民地のため申請不要

その他（ \_\_\_\_\_ ）

6 道路占用許可以外に必要なとされた手続き

道路占用許可以外に必要な手続きが ある ・ ない

（ある場合、具体的な手続き名称） \_\_\_\_\_

7 協議・確認内容

関係機関（道路管理者等）と協議した内容は以下のとおりです。

---

---

施設等の維持管理に関する資金計画書

本申請にて整備された施設の維持管理計画をご記載ください。（複数の施設を整備された場合は、施設ごとに作成ください。）

なお、本様式の内容は商店会の総会等で承認を受けてください。

1 施設等の維持管理計画

(1) 今回申請された整備内容

施設名： \_\_\_\_\_ 整備内容： \_\_\_\_\_ 数量： \_\_\_\_\_

(2) 上記で整備された施設の今後の整備計画

\_\_\_\_\_年後 (A) に \_\_\_\_\_ を実施予定

(A)は処分制限期間以上の年数を記載してください。

(3) 上記の整備計画に必要な費用額（予定）

\_\_\_\_\_円 (B)

2 整備に向けた資金計画

積立年数 (A)		毎年の積立金額		想定事業費 (B)
年	×	円	=	円

積立金の財源について該当するものにを入れてください。  
 会費等     事業収入等     その他 ( \_\_\_\_\_ )

3 資金計画の詳細（処分制限期間 10 年以上の施設を新設する場合はこちらも記載）

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
収入	会費等					
	事業収入等					
	その他 ( _____ )					
	収入合計 (①)					
支出	修繕、メンテナンス費※					
	撤去費					
	その他 ( _____ )					
	支出合計 (②)					
積立金合計 (=①-②)						
		6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
収入	会費等					
	事業収入等					
	その他 ( _____ )					
	収入合計 (①)					
支出	修繕、メンテナンス費※					
	撤去費					
	その他 ( _____ )					
	支出合計 (②)					
積立金合計 (=①-②)						

※修繕、メンテナンス費の例：ランプ交換、塗装、灯具交換、点検等にかかる費用

（報告先）

横 浜 市 長

報告者 団体名等  
役 職 等  
代表者氏名

防犯カメラの設置に係る関係機関との協議書

防犯カメラの設置に向け、現在、次のとおり警察署と協議を行っています。  
協議内容については、下記のとおりです。

【必ず記載してください】

防犯カメラの設置位置等についての警察署との協議内容

協議日： 年 月 日

協議先： 警察署 課 担当者：

協議内容（アドバイス）：  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

商店街環境整備支援事業補助金交付申請書「災害等緊急対応」

（申請先）

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所  
団体名等  
役 職 等  
フリガナ  
代表者氏名

（TEL ー ）

商店街環境整備支援事業補助金の交付を受けたいので、商店街環境整備支援事業補助金交付要綱第9条第3項に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び商店街環境整備支援事業補助金交付要綱を遵守します。

1 補助金交付申請額

¥ \_\_\_\_\_ . ー

2 添付書類（(10)～(14)を添付する場合、レ点を記入）

- (1) 施設整備等完了報告書（第17号様式の2）
- (2) 施設の整備に係る関係機関（道路管理者等）との協議書（第8号様式の3）
- (3) 案内図（商店街区域、整備予定施設の位置を記入すること。）
- (4) 入札書又は見積書の写し（ただし、1件の金額が100万円以上になる場合は、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び横浜市工事請負等入札参加資格のある業者であることを証する資料又は履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し）  
（内容が最新のものであって、申請日から6か月以内に交付されたもの）
- (5) 領収書等の写し
- (6) 復旧工事内容について報告した総会等の議事録の写し
- (7) 定款又は規約等の写し
- (8) 会員及び役員名簿の写し
- (9) 発災時及び復旧後の写真（1施設に対し3枚程度ずつ）
- (10) 契約書等の写し（契約金額が100万円未満の場合は省略することができる）
- (11) 道路占用許可書の写し（公道上の施設を整備した場合）
- (12) 建築検査済証（建築物を整備した場合）
- (13) 民地承諾書（民地上の施設を整備した場合）
- (14) その他市長が必要と認める書類

（裏面有り）

3 宣誓事項（全ての項目にレ点を記入）

- 法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反しないこと。違反した場合、補助金の一部又は全部を返還する。
- 市長が補助金の活用状況について調査を行うときは、聴取や資料の提出等に協力する。
- 設置・修繕した施設等については、適切な維持・管理を実施する。

【脱炭素取組宣言のお願い】

当補助金の申請にあたっては、「脱炭素取組宣言」をお願いしています。

- 脱炭素化の取組を宣言しました（宣言がお済みの場合はレ点を記入）

なお、添付関係書類のうち原本の写しを提出するものについては、原本の写しに相違ありません。

団 体 名

代表者職・氏名

様

横浜市長

商店街環境整備支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました、商店街環境整備支援事業補助金につきまして、次の条件を付けて交付することに決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額

¥ \_\_\_\_\_ . -

2 交付決定の内容

3 交付の条件

- (1) この補助金は、この通知において決定した整備計画策定及び設計、並びに施設整備等のみで充たし、他の目的に使用しないでください。
- (2) 施設整備等の実施にあたっては、道路管理者等と十分に協議を行ってください。
- (3) 事業完了後に、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、商店街環境整備支援事業消費税仕入控除税額報告書（第 25 号様式）により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (4) この通知に反するとき及び次の各号に該当するときは、この通知を取り消し、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることがあります。
  - ア 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたとき
  - イ 施設整備等及び維持管理に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をしたとき
  - ウ 交付申請書の宣誓事項に反したとき
  - エ その他、商店街環境整備支援事業補助金交付要綱に反したとき
- (5) 事業の完了前に概算払により全部又は一部の交付金を受ける場合は、事業終了後速やかに精算し、事業が終了した日の翌日から起算して 30 日以内に横浜市会計規則第 50 条に基づき、概算払の精算にかかる報告書を提出してください。
- (6) この補助金の使途について、必要があると認められる場合は調査し、報告を求めることがあります。

4 注意事項

- (1) 交付決定された補助事業内容等の変更等がある場合は、事業変更等申請が必要となりますので、事業開始前に商業振興課までご連絡ください。
- (2) 契約金額が 100 万円以上の場合、実績報告書に契約書等の写しを添付する必要がありますので、ご注意ください。

担 当

T E L

F A X

様

横浜市長

商店街環境整備支援事業補助金交付決定兼交付額確定通知書

年 月 日に事後申請がありました、商店街環境整備支援事業補助金につきまして、次の条件を付けて交付することに確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額

¥ \_\_\_\_\_ . -

2 交付決定の内容

3 交付時期

貴団体からの適法な補助金交付請求書を受理した後、30 日以内に交付します。

4 交付の条件

- (1) この補助金は、この通知において決定した整備計画策定及び設計、並びに施設整備等のみで充当し、他の目的に使用しないでください。
- (2) 事業完了後に、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、商店街環境整備支援事業消費税仕入控除税額報告書 (第 25 号様式) により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (3) この通知に反するとき及び次の各号に該当するときは、この通知を取り消し、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることがあります。
  - ア 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたとき
  - イ 施設整備等及び維持管理に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
  - ウ 交付申請書の宣誓事項に反したとき
  - エ その他、商店街環境整備支援事業補助金交付要綱に反したとき
- (4) この補助金の使途について、必要があると認められる場合は調査し、報告を求めることがあります。

担 当

T E L

F A X

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

商店街環境整備支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請がありました、商店街環境整備支援事業補助金交付申請については、不交付と決定しましたので通知します。

○ 不交付理由

担 当

TEL

FAX

商店街環境整備支援事業変更等申請書

(申請先)

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所  
団体名等  
役 職 等  
フリガナ  
代表者氏名

(TEL — )

年 月 日 第 号により補助金交付決定のありました、  
商店街環境整備支援事業については、次の理由により変更等(変更・中止・廃止)をした  
く、商店街環境整備支援事業補助金交付要綱第 12 条に基づき、関係書類を添えて申請し  
ます。

1 変更等の理由

2 総会等で変更等が承認された時期

年 月 日

3 変更等の内容

(1) 補助事業の内容

変更等の前	変更等の後

(2) 補助金交付決定変更額

変更等の前	変更等の後
¥ . -	¥ . -

(3) 補助事業の収支計画

収 入		
区分	変更等の前	変更等の後
自己資金	円	円
補助金	円	円
借入金	円	円
その他	円	円
支 出		
	変更等の前	変更等の後
予定事業費 (税込・税抜)	円	円
予定事業費の内、 補助対象経費 (税込・税抜)	円	円

4 添付書類 ((4)～(5)を添付する場合、レ点を記入)

- (1) 変更等を承認する総会等の議事録の写し
- (2) 商店街環境整備支援事業補助金交付決定通知書の写し
- (3) 変更後の施設等の維持管理に関する資金計画書 (第 13 号様式の 2)
- (4) 入札書又は見積書の写し。ただし、1 件の金額が 100 万円以上になる場合は、2 者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び横浜市工事請負等入札参加資格のある業者であることを証する資料、履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し (内容が最新のものであって、申請日から 6 か月以内に交付されたもの) (補助対象経費に変更がある場合)
- (5) その他市長が必要と認める書類

上記関係書類のうち原本の写しを提出するものについては、原本の写しに相違ありません。

団 体 名

代表者職・氏名

施設等の維持管理に関する資金計画書

本申請にて整備された施設の維持管理計画をご記載ください。(複数の施設を整備された場合は、施設ごとに作成ください。)

なお、本様式の内容は商店会の総会等で承認を受けてください。

1 施設等の維持管理計画

(1) 今回申請された整備内容

施設名： \_\_\_\_\_ 整備内容： \_\_\_\_\_ 数量： \_\_\_\_\_

(2) 上記で整備された施設の今後の整備計画

\_\_\_\_\_ 年後 (A) に \_\_\_\_\_ を実施予定

(A) は処分制限期間以上の年数を記載してください。

(3) 上記の整備計画に必要な費用額 (予定)

\_\_\_\_\_ 円 (B)

2 整備に向けた資金計画

積立年数 (A)		毎年の積立金額		想定事業費 (B)
年	×	円	=	円

積立金の財源について該当するものに  を入れてください。  
 会費等     事業収入等     その他 ( \_\_\_\_\_ )

3 資金計画の詳細 (処分制限期間 10 年以上の施設を新設する場合はこちらも記載)

		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
収入	会費等					
	事業収入等					
	その他 ( _____ )					
	収入合計 (①)					
支出	修繕、メンテナンス費※					
	撤去費					
	その他 ( _____ )					
	支出合計 (②)					
積立金合計 (=①-②)						
		6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
収入	会費等					
	事業収入等					
	その他 ( _____ )					
	収入合計 (①)					
支出	修繕、メンテナンス費※					
	撤去費					
	その他 ( _____ )					
	支出合計 (②)					
積立金合計 (=①-②)						

※修繕、メンテナンス費の例：ランプ交換、塗装、灯具交換、点検等にかかる費用

様

横浜市長

商店街環境整備支援事業変更等承認書

年 月 日に申請がありました、商店街環境整備支援事業変更等申請について、次のとおり変更等（変更・中止・廃止）を承認しましたので通知します。

1 補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号

2 申請団体において変更等が承認された時期

3 変更等の内容

(1) 補助事業の内容

変更等の前	変更等の後

(2) 補助金交付決定変更額

変更等の前	変更等の後
¥ _____ . -	¥ _____ . -

担 当  
T E L  
F A X

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

**商店街環境整備支援事業変更等不承認書**

年 月 日に申請がありました、商店街環境整備支援事業変更等申請については、不相当と判断し承認しませんので通知します。

○不承認理由

担 当

T E L

F A X

商店街環境整備支援事業補助金交付申請取下届

(提出先)

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所  
団体名等  
役 職 等  
フリガナ  
代表者氏名

(TEL ー )

年 月 日 第 号により補助金交付決定のありました、  
商店街環境整備支援事業補助金申請については、次の理由により取下げます。

○ 取下げ理由

商店街環境整備支援事業実績報告書

(提出先)

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所  
団体名等  
役 職 等  
フリガナ  
代表者氏名

(TEL ー )

年 月 日 第 号により補助金交付決定のありました事業について、  
商店街環境整備支援事業補助金交付要綱第 15 条第 1 項に基づき関係書類を添えて実績を  
報告します。

1 補助金交付確定申請額

¥ \_\_\_\_\_ . ー

2 添付書類 ((4)~(9)を添付する場合、レ点を記入)

(1) 施設整備等完了報告書 (第 17 号様式の 2)

(2) 領収書等の写し

(3) 施設整備後の写真 (整備した全施設の写真を添付すること。照明施設については、夜間に撮影した写真も提出すること。また、別表 10 の 6 に記載の検査済証等が不要な場合は、基礎及び接合部分の工事中的写真を相当数添付すること。) または、設計図書・報告書等の成果物の写し (計画策定又はアーケード等安全点検 (調査) の場合)

(4) 契約書等の写し (契約金額が 100 万円未満の場合は省略することができる)

(5) 道路占用許可書の写し (公道上の施設を新設した場合)

(6) 建築検査済証 (建築物を新設した場合)

(7) 施設の整備に係る関係機関 (道路管理者等) との協議で必要とされた書類

(8) 取得財産等の全ての保管状況が記載された台帳の写し (新設の場合)

(9) その他市長が必要と認める書類

なお、上記関係書類のうち原本の写しを提出するものについては、原本の写しに相違ありません。

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

第17号様式の2（第15条第1項）

施設整備等完了報告書

1 施設等概要

施設等の名称			
整備内容	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 修繕 [ <input type="checkbox"/> ランプ交換、 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ] <input type="checkbox"/> 整備計画策定及び設計		
施設等の数量	( 基 ・ 台 )		
整備完了年月日 ( 支払完了日 )	(      年      月      日 )	(      年      月      日 )	
施工業者	名称： 住所：	連絡先：	
総事業費	(税込・税抜)	円	
補助対象経費(※)	(税込・税抜)	円(A)	
補助金 交付決定額	円(B)	補助率 (B/A)	%

※補助対象経費を税込金額で報告する場合、事業完了後に消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市に報告してください。

2 補助金交付までの資金調達状況

区分	金額	内容備考
会費	円	通常会費充当 (      円) 臨時会費徴収 (      円) その他 (      円)
借入金	円	銀行・信用金庫 支店 期間      年      月～      年      月 利率      %/年 (      か月)
その他	円	
合計	円	市補助予定額 (      円)

3 施設等の管理運営及び施設整備により期待される効果

1	日常管理方法	<input type="checkbox"/> 業者による定期的な点検 <input type="checkbox"/> 会員による見回り
2	商店街区の安全・安心の向上・改善	つながった ・ つながらなかった ・ 不明
		(所感記載)
3	商店街の魅力や集客の向上、商店街の活性化	つながった ・ つながらなかった ・ 不明
		(所感記載)
4	会員店舗の声	(所感記載)
5	来街者の声	(所感記載)

修繕として「ランプ交換」を実施した場合は下記の表にご記載ください。

1	対象施設	街路灯 基 / アーケード 基 / アーチ 基
2	ランプ交換数、内容	<input type="checkbox"/> 省エネ型→省エネ型 (      灯)
		<input type="checkbox"/> 従来型→省エネ型 (      灯)

災害等緊急対応を申請された場合は下記の表にご記載ください。

要綱上の要件	対象施設	要綱第3条に適合しているか		(注)左記欄に記入 ○：適合・済 △：手続中 ×：不適合・未定 －：対象外
	設置区域	商店街区域内か		
	公共事業との整合	公共事業とは矛盾しないか		
	関係法令との適合	占用許可の取得 (公道の場合)		
		建築確認等の取得 (建築物の場合)		
意思決定の手続き	総会等で承認済みか			

商店街環境整備支援事業 完成調査表

調 査 日 年 月 日

調査者氏名		
所 属		

1 団体名

\_\_\_\_\_

2 整備内容及び総事業費の内訳

施設の種類	整備内容	数量	金額（円）
小計（補助対象経費） [A]			
補助対象外経費			
合計（総事業費）			

※ 整備内容には新設・修繕・購入・調査・計画策定の別を記入してください。

3 施工等業者及び支払状況

施工等業者名	支払金額	支払日
	円	
	円	

4 市補助金予定額

	補助金額（円） [B]	補助率（%） ※
横浜市補助金	円	%

※補助率は [B] / [A] にて算出してください。

5 写真 (2 ~ 3 枚)

様

横浜市長

商店街環境整備支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日に事業実績報告のありました商店街環境整備支援事業補助金については、次の条件を付けて交付することを確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額

¥ \_\_\_\_\_ . -

2 交付時期

貴団体からの適法な補助金交付請求書を受理した後、30 日以内に交付します。

3 交付条件

- (1) この補助金は、実績報告書記載の事業のみに充当し他の事業には使用しないでください。
- (2) 商店街環境整備支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第 19 条第 3 項に規定する処分制限期間中（施設名 \_\_\_\_\_ 年間）にこの補助金を受けて整備した施設を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、担保に供し、貸し付け、改造し、設置場所を移転し、使用を中止し、又は運営を他人に委託するときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。また、要綱第 22 条の規定により、この補助金の交付に係る一連の書類等は、補助金の交付を受けた日から \_\_\_\_\_ 年間保存してください。
- (3) 事業完了後に、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、商店街環境整備支援事業消費税仕入控除税額報告書（第 25 号様式）により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (4) この通知に反するとき及び次のいずれかに該当するときは、この通知を取り消し、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることがあります。
  - ア 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたとき
  - イ 補助の目的に反して補助金を使用したとき
  - ウ 施設整備等及び維持管理に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
  - エ 交付申請書の宣誓事項に反したとき
  - オ その他、要綱に反したとき
- (6) この補助金の使途について、必要があると認められる場合は調査し、報告を求めることがあります。

担 当

T E L

F A X

様

横浜市長

商店街環境整備支援事業補助金交付額確定通知書（概算払用）

年 月 日に事業実績報告のありました商店街環境整備支援事業補助金については、次の条件を付けて交付することを確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額

¥ \_\_\_\_\_ . -

2 交付条件

- (1) この補助金は、実績報告書記載の事業のみに充当し他の事業には使用しないでください。
- (2) 商店街環境整備支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第 19 条第 3 項に規定する処分制限期間中（施設名 \_\_\_\_\_ 年間）にこの補助金を受けて整備した施設を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、担保に供し、貸し付け、改造し、設置場所を移転し、使用を中止し、又は運営を他人に委託するときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。また、要綱第 22 条の規定により、この補助金の交付に係る一連の書類等は、補助金の交付を受けた日から \_\_\_\_\_ 年間保存してください。
- (3) 事業完了後に、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、商店街環境整備支援事業消費税仕入控除税額報告書（第 25 号様式）により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (4) この通知に反するとき及び次のいずれかに該当するときは、この通知を取り消し、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることがあります。
  - ア 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたとき
  - イ 補助の目的に反して補助金を使用したとき
  - ウ 施設整備等及び維持管理に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
  - エ 交付申請書の宣誓事項に反したとき
  - オ その他、要綱に反したとき
- (5) この補助金の使途について、必要があると認められる場合は調査し、報告を求めることがあります。

担 当

T E L

F A X

商店街環境整備支援事業補助金交付請求書

(提出先)

横 浜 市 長

(請求者)

〒

住 所

団 体 名 等

役 職 等

フリガナ

代表者氏名

印 ※1

補助金請求額 円 \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

年 月 日 第 号で交付額確定通知のありました商店街環境整備支援事業補助金として、上記金額を請求します。

補助金振込先金融機関

金融機関の名称		支店等の名称	
銀行 信用金庫		支店 出張所	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座 名 義 人	(フリガナ)		

※1 請求者と口座名義人が同じ場合は、押印を省略できます。

請求者と口座名義人が異なる場合は、上記の「代表者氏名」欄の右に押印のうえ、下記に記名・押印を願います。

請求補助金については、上記口座に振り込んで下さい。

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

商店街環境整備支援事業補助金概算払確認書

1. 申請団体名

\_\_\_\_\_

2. 概算払いとなる理由

3. 概算払に係る承諾事項（□にチェック）

商店街環境整備支援事業補助金の交付を概算払いで受ける場合、以下の点について承諾します。

実績報告書について、事業実施と並行して早期作成を進め、      年       月       日までに必ず提出すること。

交付額確定によって戻入（払戻し）が生じた場合、      年       月       日までに金融機関で戻入金額の納付を完了し、その後直ちに「納付書兼領収書（戻入用）」の納入保管控えの写しを横浜市に提出すること。

年       月       日

団 体 名  
役 職 名  
代表者氏名

年 月 日

商店街環境整備支援事業補助金 概算払請求書

(提出先)

横 浜 市 長

(請求者)

〒

住 所

団 体 名 等

役 職 等

フリガナ

代表者氏名

印 ※1

補助金請求額 円 . 一

年 月 日 第 号で交付決定通知のありました商店街環境整備支援事業補助金として、上記金額を請求します。

補助金振込先金融機関

金融機関の名称		支店等の名称	
銀行 信用金庫		支店 出張所	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座 名 義 人	(フリガナ)		

※1 請求者と口座名義人が同じ場合は、押印を省略できます。

請求者と口座名義人が異なる場合は、上記の「代表者氏名」欄の右に押印のうえ、下記に記名・押印を願います。

請求補助金については、上記口座に振り込んで下さい。

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

商店街環境整備支援事業取得財産等の処分承認申請書

(申請先)

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所  
 団 体 名 等  
 役 職 等  
 フ リ ガ ナ  
 代 表 者 氏 名

(TEL — )

商店街環境整備支援事業補助金交付要綱により補助金交付を受けました施設等については、次のとおり処分・変更を行いたいので、関係書類を添えて申請します。

施設等の名称及び規模	整備 実施年	処分制 限期間	補助金交付時 整備事業費	うち横浜市 補助交付額
①				
②				
③				
④				
⑤				
取得財産等の処分・変更内容及び理由				

添付書類 ((3)を添付する場合、レ点を記入)

- (1) 処分・変更を承認する総会等の議事録の写し
- (2) 案内図 (商店街区域、処分予定施設の位置を記入すること。)

(3) その他市長が必要と認める書類

なお、上記関係書類のうち原本の写しを提出するものについては、原本の写しに相違ありません。

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

様

横浜市長

**商店街環境整備支援事業取得財産等の処分承認通知書**

年 月 日に申請がありました、商店街環境整備支援事業取得財産等の処分承認申請については、次のとおり承認しましたので通知します。

- 1 処分承認対象財産
  
- 2 承認理由
  
- 3 条 件

担当  
TEL  
FAX

商店街環境整備支援事業状況報告書

(申請先)

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所  
団体名等  
役 職 等  
フリガナ  
代表者氏名

(TEL ー )

年 月 日 第 号により交付決定を受け、設置した施設等の状況について、次のとおり報告します。

1 施設等概要

施設等の名称			
施設等の位置			
完了年月日	年	月	日
総事業費	円	補助対象事業費	円
補助率	%	補助金交付決定額	円

2 施設等の状況 (写真を添付すること)

---

---

---

---

---

---

---

---

### 3 管理運営方法

日常管理方法	
--------	--

### 4 維持管理に関する資金状況

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
収入	会費等					
	事業収入等					
	その他 ( )					
	収入合計 (①)					
支出	修繕、メンテナンス費※					
	撤去費					
	その他 ( )					
	支出合計 (②)					
積立金合計 (=①-②)						
		6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
収入	会費等					
	事業収入等					
	その他 ( )					
	収入合計 (①)					
支出	修繕、メンテナンス費※					
	撤去費					
	その他 ( )					
	支出合計 (②)					
積立金合計 (=①-②)						

### 5 施設整備等実施効果について

---



---



---



---



---



---



---

様

横浜市長

商店街環境整備支援事業補助金交付決定取消等通知書

年 月 日 第 号で交付決定を行いました、商店街環境整備支援事業補助金については、次の理由により補助決定の取消等〔取消（全部・一部）・変更〕を行いましたので通知します。

○取消等の理由

○取消等の内容

担 当  
T E L  
F A X

商店街環境整備支援事業消費税仕入控除税額報告書

(提出先)

横 浜 市 長

〒

申請者 住 所  
団体名等  
役 職 等  
フリガナ  
代表者氏名

(TEL — )

年 月 日 第 号により補助金の確定通知を受けた商店街環境整備  
支援事業補助金について、下記のとおり報告します。

(単位：円)

1	補助金の額 (補助金交付額確定通知書の金額)	
2	補助金の確定時における 消費税等仕入控除税額 (A)	
3	消費税及び地方消費税の確定に伴う補助 金に係る消費税等仕入控除税額 (B)	
4	補助金返還相当額 (B - A)	

添付書類

- (1) 確定申告の写し
- (2) その他参考になる書類 (3 の金額の積算の内訳等)